



三芳水発第153号
令和7年3月28日

三芳町上下水道審議会
会長 様

三芳町長 林 伊 佐 雄

三芳町水道事業及び下水道事業における持続可能な事業運営を継続するための施策について（諮問）

本町の水道事業会計においては、料金回収率が毎年100パーセントを下回り、給水に係る費用を給水収益以外の分担金や加入金等で賄う状況が続いており、令和7年度予算においても、水需要の減少や電気料金の高騰などによる施設運営・管理費の増加を見込み、収益的支出が収益的収入を上回る状況となっております。

また、下水道事業も同様に、経費回収率が100パーセントを下回り、汚水処理に係る費用を使用料以外の収入により賄われている状況です。

加えて、老朽化した上水道、下水道施設の更新・改築に要する費用についても、今後、膨大な財源の確保が必要となっており、さらに埼玉県水道用水供給事業の料金改定による受水費増や、流域下水道における維持管理負担金の単価改定に伴う汚水処理費の負担増など、事業経営を取り巻く環境は、ますます厳しいものとなっています。

令和5年11月16日付け関東財務局により実施された監査の結果通知では、「公営企業の経営状況及び留意すべき事項」において、独立採算制の原則の確保に向けた取組が実行されることが望まれるとされ、また、令和7年2月14日付け三芳町上下水道審議会の答申書においては、経営戦略等に示された投資・財政計画を検証し、課題解決に取り組むべき施策を示すよう意見を附されました。

以上の状況を鑑み、将来にわたり持続可能な事業運営を継続するため、三芳町上下水道審議会条例第2条の規定により、下記の事項について審議会の意見を求めます。

記

- 1 三芳町水道事業における持続可能な事業運営を継続するための施策について
- 2 三芳町下水道事業における持続可能な事業運営を継続するための施策について